

ご遺族の方へ

南国市



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

南国市では、  
遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手續と、  
一般的な役所以外の手続について、  
パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。  
このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

南国市おくやみ窓口 088-880-6574

## おくやみ窓口

市役所での手続きがご不明なご遺族に、必要な窓口をご案内するための  
専用窓口「おくやみ窓口」を設置しております。(予約制)

場所 ..... 南国市役所1階 市民課

開設時間 ..... 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

※受付は午後4時まで

ご予約・お問い合わせ先 ..... 088-880-6574

※午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご利用の方は2開庁日前までに予約してお越しください。

ご案内はご予約の方優先です。

オンライン予約はQRコードを読み取り、

必要事項を入力しお申込みください。



※おくやみ窓口でのご説明に30分程度かかります。その後担当課で手続きをして  
いただくことがあります。お時間に余裕をもってお越しください。

※おくやみ窓口を通さず、担当課にて直接お手続きいただくこともできます。

3、4ページのチェックシートをご活用ください。

## もくじ

1. 死亡届について .....	p.7
2. 障害福祉の手続について .....	p.9
3. 年金の手続について .....	p.9
4. 相続等によって農地を取得した場合の届け出について .....	p.10
5. 介護保険について .....	p.11
6. 在宅高齢者支援サービスについて .....	p.12
7. 国民健康保険について .....	p.12
8. 後期高齢者医療保険について .....	p.13
9. 葬祭費について .....	p.14
10. 亡くなられた方に児童がいる場合 .....	p.15
11. 税の手続について .....	p.16
12. 市営住宅関係の手続について .....	p.19
13. 外国籍の方の届出について .....	p.20
14. 犬を飼っていた方について .....	p.21
15. 生活保護を受給していた方について .....	p.21
16. お問い合わせ窓口一覧 .....	p.22
17. その他の主な手続 .....	p.23

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

✓点がついた項目は、手続きについて担当窓口へご確認ください。

		確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
1階	市民課	世帯の人数が3名以上でしたか	<input type="checkbox"/>	p.8
		②市民係 外国籍でしたか	<input type="checkbox"/>	p.20
		印鑑登録をしていましたか	<input type="checkbox"/>	p.8
		④年金係 国民年金を受給または国民年金に加入していましたか	<input type="checkbox"/>	p.9
		⑤国保係 74歳以下で国民健康保険に加入していましたか	<input type="checkbox"/>	p.12
長寿支援課	⑦介護保険係	65歳以上の方でしたか	<input type="checkbox"/>	p.11
		40~64歳の方で要介護認定を受けていましたか	<input type="checkbox"/>	p.11
	⑥いきいき長寿係 75歳以上の方でしたか	<input type="checkbox"/>	p.13	
税務課	⑫市民税係 市・県民税の納付に関する手続きがありますか	<input type="checkbox"/>	p.16	
	⑪税務管理係 軽自動車や原動機付自転車などをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.18	
	⑬資産税係 固定資産税が課税されていましたか	<input type="checkbox"/>	p.17	
福祉事務所	⑩障害福祉係	障害者手帳をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.9
		福祉医療費受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.9
	⑧保護係 生活保護を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	p.21	

※係名の前の数字は窓口番号です。

			確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
2階	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農地を所有していましたか	<input type="checkbox"/>	p.10
			農業者年金を受給または農業者年金に加入していましたか	<input type="checkbox"/>	p.10
	子育て支援課	子育て応援係	児童手当・児童扶養手当を受けていましたか	<input type="checkbox"/>	p.15
			同居家族に子どもがいましたか	<input type="checkbox"/>	p.15
			ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.15
			乳幼児医療受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.15
		児童医療費受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.15	
3階	学校教育課	学校教育係	世帯内に小・中学生がいましたか	<input type="checkbox"/>	p.15
	住宅課	住宅係	市営住宅に入居していましたか	<input type="checkbox"/>	p.19
	環境課	環境係	犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/>	p.21
4階	財政課	管財係	南国市と借地契約していましたか	<input type="checkbox"/>	p.23
別棟	上下水道局	営業係	水道または下水道を使用していましたか	<input type="checkbox"/>	p.27

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

3カ月以内

4カ月以内

届出・手続

- 死亡届等
  - 健康保険・世帯主変更
  - 年金関係の手続
  - 公共料金等の手続(27ページ参照)
  - 遺言調査・遺言書の検認
  - 相続人調査
  - 相続財産調査
  - 相続放棄・限定承認
- (25・26ページ参照)

税金

- 所得税の  
準確定申告(26ページ参照)

10カ月以内

○払戻・解約・名義変更等  
○遺産分割協議(25ページ参照)

1年以内

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(26ページ参照)

南国市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、22ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉  
必要な手続きの  
詳細について

〈22ページ〉  
必要な手続きの  
窓口一覧

〈23ページ〉  
南国市以外で  
必要な手続きの一覧

## 1. 死亡届について

7日以内

### ◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。  
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

### ◇埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

### ◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、  
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

### ◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人  
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

### ◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの)1通
- ※手続で死亡診断書などの写しが必要になる場合がありますので、必ず提出前にコピーを取っておいてください。

### ◇南国市に届書を提出する場合は

#### 【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課市民係

#### 【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西玄関夜間休日窓口

夜間休日窓口で届書をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

#### ◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね4日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね7日~14日

※大型連休、年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合がありますので、あらかじめ提出先に必要な戸籍を確認してください。

#### 住民票について必要な手続 ※亡くなられた方が南国市に住民登録がある場合

#### ◇死亡の記載

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について届出は必要ありません。

#### ◇世帯主変更届

2人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は、残った世帯員の中から一人を選んで新しい世帯主として設定し、世帯主の変更通知書をお送りします。不都合がある場合は世帯主変更届をお願いします。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

#### 印鑑登録証について

印鑑登録は死亡した時点で廃止になります。

印鑑登録証は破棄または返納していただく必要がありますので、ご自宅で破棄するか下記窓口までお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 市民係

☎ 088-880-6574

## 2. 障害福祉の手続について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続を行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が障害に関するお手続をされていた場合は、所定の手続が必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**福祉事務所 障害福祉係**  
**☎ 088-880-6566**

## 3. 年金の手続について

### ◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金・遺族年金等の請求手続が必要になることがあります。手続の内容は、亡くなられた方によってそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ◇国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続が必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**市民課 年金係**  
**☎ 088-880-6555**

## 農業者年金の手続について

### ◇受給者が死亡したとき

亡くなられた方が農業者年金受給者の場合、受給者死亡届出や未支給年金の請求手続が必要です。手続の内容は、亡くなられた方によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ◇被保険者（農業者年金に加入中の方）が死亡したとき

農業者年金に加入中の方が亡くなられた場合、被保険者死亡届出の手続が必要です。また、ご遺族に支払われる死亡一時金の請求手続も併せて必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**農業委員会事務局**

**☎ 088-880-6573**

## 4. 相続等によって農地を取得した場合の届出について

南国市内の農地を相続等で取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**農業委員会事務局**

**☎ 088-880-6573**

## 5. 介護保険について

南国市の介護保険の被保険者(65歳以上の方など)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証や各種認定証をご返却ください。また、相続人代表の方は、介護保険料の精算の手続や、高額介護サービス費の支給口座の変更手続などが必要です。郵送での手続も可能です。

### ◇手続に必要なもの

1. 介護保険被保険者証・各種認定証
2. 相続人代表の方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
3. 相続人代表の方の認印
4. 相続人代表の方の振込先口座のわかるもの(通帳など)

※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。事前にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 介護保険係

☎ 088-880-6556

MEMO



## 6. 在宅高齢者支援サービスについて

南国市の介護保険の被保険者(65歳以上の方など)で亡くなられた方が下記のサービスを利用していた場合やお心当たりがある場合は、お問い合わせください。

- ・緊急通報装置利用助成金交付事業
- ・緊急通報システムサービス事業
- ・配食サービス事業

### ◇返却していただくもの

緊急通報システムサービス事業

貸与している緊急通報装置を返却してください。業者が撤去工事を行う場合は装置を工事業者に引き渡してください。ご自身で撤去される場合は装置を下記窓口へお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**長寿支援課 介護保険係**  
**☎ 088-880-6556**

下記のサービスにつきましては、お手持ちの通院支援券及び介護用品券を破棄してください。手続は必要ありません。

- ・通院支援サービス事業
- ・介護用品支給事業

## 7. 国民健康保険について

### ◇各証の返却について

国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、各証を返却してください。

また、亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保の加入者がいる場合は、世帯主を変更した健康保険証等を郵送しますので、変更前の各証を返却してください。

### ◇支給口座の変更について

高額療養費等の申請をされている方は、支給口座の変更手続が必要な場合があります。

次ページへ  
続く

## ◇国民健康保険税について

国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、税額変更通知をお送りします。

※手続は不要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 国保係

☎ 088-880-6555

国民健康保険税についてご不明な点は、下記までお問い合わせください

税務課 市民税係

☎ 088-880-6554

## 8. 後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療保険の被保険者(75歳以上の方など)が亡くなられたときは、被保険者証や各種認定証をご返却ください。また相続人代表の方は、後期高齢者医療保険料の精算の手続や、高額療養費の支給口座の変更手続などが必要です。郵送での手続も可能です。

### ◇手続に必要なもの

1. 後期高齢者医療被保険者証・各種認定証
2. 相続人代表の方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
3. 相続人代表の方の認印
4. 相続人代表の方の振込先口座のわかるもの(通帳など)

※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状とそれぞれの本人確認書類が必要です。事前にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 いきいき長寿係

☎ 088-880-6556

## 9. 葬祭費について

(74歳以下の方が亡くなられた場合)

国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、葬祭費として30,000円が支給されます。

※葬祭費は原則として喪主に支給(口座振込)します。喪主でない方が支給を希望される場合、委任状が必要です。

葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

### ◇申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の国民健康保険証・高齢受給者証・限度額認定証  
(既に返却された場合は不要です)
2. 喪主であることが確認できるもの(埋火葬許可証・会葬礼状・葬儀の領収書、死亡広告のうちいずれかひとつ)
3. 葬祭費を振り込む口座(喪主名義の口座)
4. 喪主でない方に支給を希望される場合は、委任状と支給口座のわかるもの

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 国保係

☎ 088-880-6555

次ページへ  
続く

MEMO



(75歳以上の方が亡くなられた場合)

後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられたときは、喪主に対して30,000円が支給されます。郵送での手続も可能です。

※喪主と口座名義人が異なる場合は、委任状とそれぞれの本人確認書類が必要です。事前にお問い合わせください。

葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

#### ◇申請に必要なもの

- 1.喪主の氏名及び葬祭日が確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞の死亡広告、埋火葬許可証など)
- 2.喪主の振込先口座がわかるもの(通帳など)
- 3.喪主の認印

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**長寿支援課 いきいき長寿係**

**☎ 088-880-6556**

## 10. 亡くなられた方に児童がいる場合

#### ◇子育て支援課

お子様に関する手当や医療費の助成を受けている方が亡くなられたときは、受給者の変更や未払手当の受取などの手続が必要になりますので、市役所へお越しのうえお手続きください。該当する手当等の例は以下のとおりです。

- ・児童手当 ・児童扶養手当 ・母子父子福祉手当 ・交通遺児手当
- ・ひとり親医療 ・乳幼児医療 ・未熟児養育医療

#### ◇学校教育課

同居家族に小学生・中学生がいる場合は手続が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

**子育て支援課 子育て応援係**

**☎ 088-880-6562**

**学校教育課 学校教育係**

**☎ 088-880-6568**

## 11. 税の手続について

亡くなられた方に税の未納がある場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。相続人間で話し合いのうえ納付をお願いします。未納があるかどうかは、税務課収納係へお問い合わせください。納付書が不明の場合は再発行します。

※同一世帯で相続関係が確認できる場合を除き、手続には相続関係のわかる書類(戸籍等)が必要です。

税の未納についてのお問い合わせ

税務課 収納係

☎ 088-880-6554

### ◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が引き継がれ、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

税務課 市民税係

☎ 088-880-6554

所得税・相続税についてのお問い合わせ

南国税務署

☎ 088-863-3215

次ページへ  
続く

## ◇固定資産税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。亡くなられた方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。なお、資産の有無の確認には同一世帯で相続関係が確認できる場合を除き相続関係のわかる書類(戸籍等)が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

税務課 資産税係  
☎ 088-880-6554

MEMO



## ◇軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、4月1日までに手続が必要です。車種に関わらず期日までに手続できない場合など、詳しくは 税務課 税務管理係までお問い合わせください。

### ◇必要な手続

- (1) 名義変更・・・所有している車両を他の方が引き続いて使用する場合
  - (2) 廃車・・・車両を売却もしくは処分する場合
- ※車種により手続先が異なります。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用・その他)・ミニカー

税務課 税務管理係  
☎ 088-880-6554

125ccを超えるオートバイ

高知運輸支局  
☎ 050-5540-2077(音声案内)

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 高知事務所  
☎ 050-3816-3125(コールセンター)  
(電話がつながりにくいことがあります)

## 12. 市営住宅関係の手続について

### ◇市営住宅入居者等が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者または入居名義人の緊急連絡先、連帯保証人の場合、必要に応じて以下の手続が必要です。

### ◇必要な手続

#### (1) 名義を引き継ぐ手続

入居名義人の方が亡くなられたときに同居されている方がおり、引き続きその住宅に居住する意思がある場合

※引き継ぐためには条件があります。

#### (2) 住宅を返還する手続

入居名義人の方が亡くなられたときに同居されている方が退去される場合または同居の方がいない場合

#### (3) 亡くなられた方の退去の手続

入居名義人の方以外の入居者の方が亡くなられた場合

#### (4) 新たな緊急連絡先の設定の手続

入居名義人の緊急連絡先または連帯保証人の方が亡くなられた場合

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

住宅課 住宅係

☎ 088-880-6558

### ◇県営住宅の入居者が亡くなられた場合

県営住宅関係の手続について、ご不明な点は、下記までお問い合わせください

高知県住宅供給公社

☎ 088-883-0344

## 13. 外国籍の方の届出について

### ◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、亡くなられた中長期在留者、特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、高松出入国管理局高知出張所の窓口で返納していただくか、郵送してください。郵送される場合は、封筒の表に「在留カード等返納」と表記し、下記の【郵送先】(おだいば分室)にお送りください。

#### 返納先

高松出入国在留管理局 高知出張所  
〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎1階

#### 郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階  
東京出入国在留管理局 おだいば分室

### ◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡の日から14日以内に出入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

高松出入国在留管理局 高知出張所  
☎ 088-871-7030

## 14. 犬を飼っていた方について

犬を飼っていた方が死亡された場合は飼い犬の登録について手続が必要になる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

環境課 環境係  
☎ 088-880-6557

## 15. 生活保護を受給していた方について

下記窓口にお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

福祉事務所 保護係  
☎ 088-880-6566

MEMO



## 16. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.7	死亡届について	市民課	市役所1階3番窓口
p.9	障害福祉の手続について	福祉事務所	市役所1階10番窓口
p.9	年金の手続について	市民課	市役所1階4番窓口
		南国年金事務所	☎ 088-864-1111
p.10	農地・農業年金について	農業委員会事務局	市役所2階
p.11	介護保険の手続について	長寿支援課	市役所1階7番窓口
p.12	医療保険について	市民課・長寿支援課	市役所1階5・6番窓口
p.14	葬祭費について	市民課・長寿支援課	市役所1階5・6番窓口
p.15	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て支援課	市役所2階
		学校教育課	市役所3階
p.16	住民税について	税務課	市役所1階12番窓口
p.16	所得税、相続税について	南国税務署	☎ 088-863-3215
p.17	固定資産税について	税務課	市役所1階13番窓口
p.18	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合	
		税務課	市役所1階11番窓口
		125ccを超えるオートバイの場合	
		高知運輸支局	☎ 050-5540-2077 (音声案内)
		三輪・四輪の軽自動車の場合	
		軽自動車検査協会 高知事務所	☎ 050-3816-3125 (音声案内)
p.19	市営住宅関係の手続について	住宅課	市役所3階
p.19	県営住宅関係の手続について	高知県住宅供給公社	☎ 088-883-0344
p.20	外国の方が亡くなられたときの 特別永住者証明書(外国人 登録証明書)の返納につ いて	〈返納先〉 高松出入国在留管理局 高知出張所	
		〈郵送先〉 東京出入国在留管理局 おだいば分室 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階	
p.20	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	高松出入国在留管理局 高知出張所	☎ 088-871-7030
p.23	亡くなられた方が市道等の 借地契約をしていた場合	財政課	市役所4階

## 17. その他の主な手続

### ◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	被保険者が亡くなられたときに亡くなられた方によって生計を維持されていた方に支給されます。 手続、お問い合わせはお近くの年金事務所に。

### ◇市役所と借地契約をしていた方が亡くなられた場合

市役所と借地契約をしていた方が亡くなられたときは下記までご連絡ください

財政課 管財係  
☎ 088-880-6552

### ◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

## 改葬・墓じまいの手続について

改葬・墓じまいには、墓地改葬許可申請書の提出が必要です。

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から受入先がわかる書類を発行してもらいます。

(例) ・受入証明書・永代使用許可書

### 2 埋葬証明書を発行

霊園などの場合は現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

### 3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書など  
 提出先 墓地のある市区町村に申請書を提出し、改葬の改葬許可書を受け取ります。

### 4 遺骨の取り出し

遺骨の取り出しは石材店にお願いすることが多いため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉  
 南国市環境課 環境係  
 ☎ 088-880-6557

◇その他の相続に関する手続 / 相続に関する手続チェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続権がある方が役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。  基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

◇少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

	項目	期日	手続窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各ガス会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		南国市上下水道局 ☎ 088-863-1234	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各事業所・会社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

## ◇住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)に関する相談窓口です。

### 【相続相談】

遺言、遺産分割協議、相続登記、隣地との境界確定に関する相談は

- ・高知県弁護士会、高知県司法書士会、高知県土地家屋調査士会、高知県行政書士会
- ・無料法律相談 毎月第1・3土曜日(事前予約制)

ご予約は南国市社会福祉協議会まで ☎ 088-863-4444

### 【売却等】

土地・建物の売却、賃貸、解体、建て替え、リフォーム、耐震改修のご相談は

- ・高知県宅地建物取引業協会

(無料相談) 毎週火・金曜日(13:00~16:00) ☎ 088-823-4000

- ・全日本不動産協会高知県本部

☎ 088-822-4669

### 【管理】

空き家の見回り、草木の剪定については

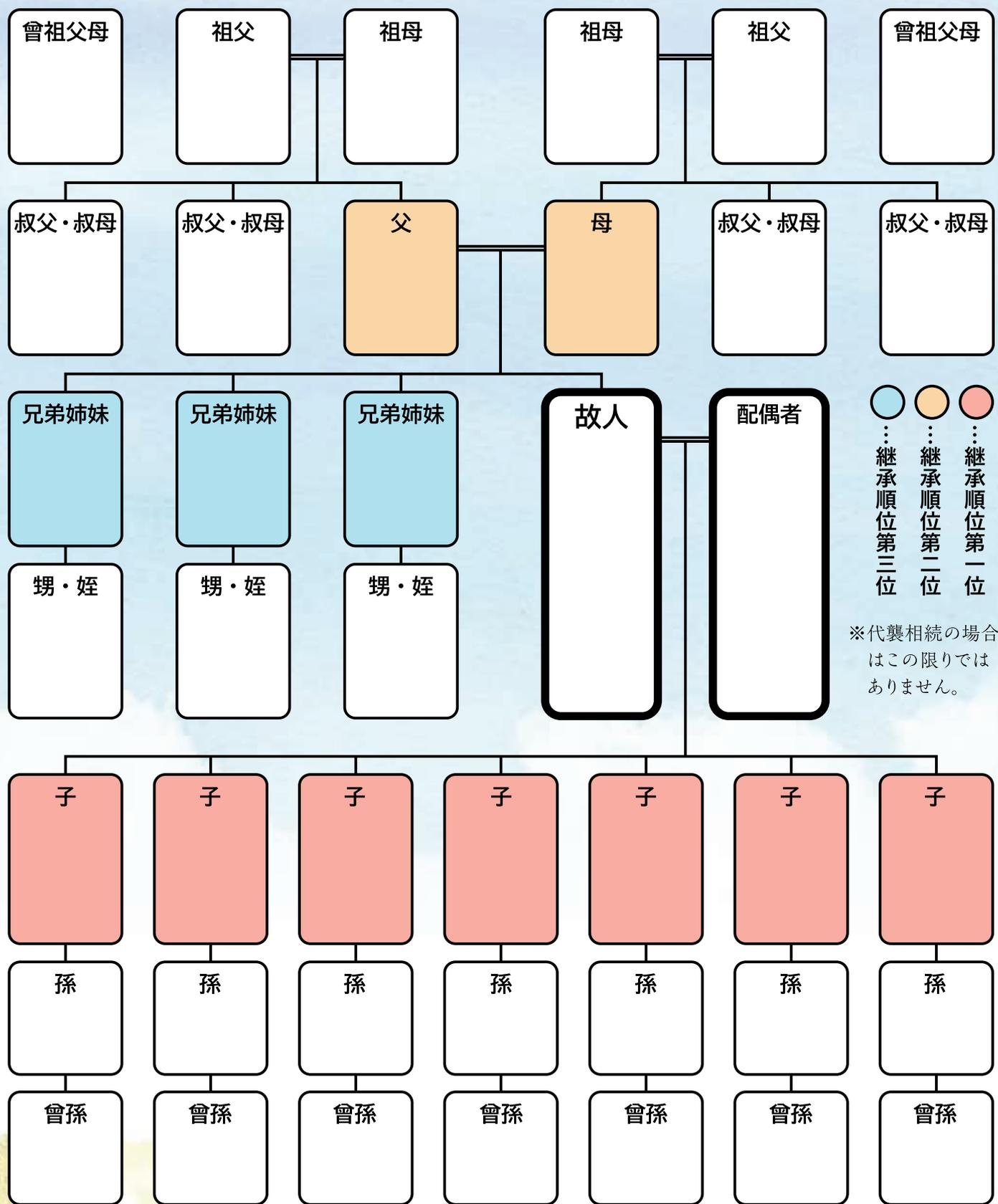
- ・日本空き家サポート(株式会社ファースト・コラボレーション) ☎ 088-821-8110

- ・南国市シルバー人材センター ☎ 088-863-4450

MEMO



◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



# MEMO



# 相 続 手 続

南国市の皆様、お気軽にご相談ください



地 域 密 着

相 続 財 産 の 調 査

豊 富 な 相 続 税  
申 告 実 績 と 経 験

遺 産 分 割 協 議 書 の 作 成

安 心 の 価 格

財 産 目 録 の 作 成

相 続 税 の 申 告

他 士 業  
と の 連 携

親 切 ・ 丁 寧  
親 身 な 対 応

遠 方 も  
対 応 可 能

国税局・税務署で35年の実績。安心してお任せください。

## 三橋聖人税理士事務所

### ☎ 088-802-5344

営業時間： 9:00 ~ 18:00

定休日： 休日対応可能（事前連絡による）

住 所： 〒780-0928

高知県高知市越前町 2-7-2 フレンズビル 4F

E-mail： stnmgnf4458@me.pikara.ne.jp



# 相続・遺言についてのご相談は せがわ司法書士事務所へ



連絡の取れない相続人がいるけど  
どうしたらいい？

亡くなった人に借金があったんだけど…

相続登記ってしないといけないものなの？

遺言書を作って相続に備えたいんだけど…



相続に関する様々な疑問やお悩みの相談に、  
お客様の立場になって対応いたします。

15年以上の  
実務経験

女性司法  
書士による  
安心対応

他士業とも  
連携

＼ お気軽にお問合せください。 ／

## せがわ司法書士事務所

高知県南国市篠原1403番地

受付時間：平日 9:00～17:00 FAX：088-863-3136

**TEL：088-863-2104**



好評  
受付中



# 樹木葬

じゅもくそう

これが「墓地」の新しいカタチ。

## お近くの霊園で「樹木葬」

《・南国公園墓地・南国こごめ霊園・香美霊園》

- 二人用(夫婦用)が増えました。
- 生前購入も可能です。



香美霊園



南国こごめ霊園



南国公園墓地

第2  
樹木葬

第1  
樹木葬

緑のマウンドに1本の“さくらの樹”このシンボルツリーを合同の墓標としています。樹木葬は、「墓地の新しいカタチ」として、大都市周辺ではすでにお馴染みのものです。布袋に入れた遺骨を“さくらの樹”のまわりに埋葬していただきますので、すべて土に還ります。年1回、合同慰霊祭を執り行いご供養しております。

■区画料金(樹木葬) ※表示価格は、すべて税込みです。  
[永代使用料、管理料、銘板付き] / 1スペース(約40cm角)

<b>南国公園墓地</b> 南国市片山 (香長中学校西側) TEL.088-865-0997・FAX.088-865-0998	25万円～ 二人用～50万円
<b>南国こごめ霊園</b> 南国市小籠山際1076-1 (南国自動車学校東側) TEL&FAX.088-863-0223	25万円～ 二人用40万円
<b>香美霊園</b> 香南市野市町東野 (香南斎場やすらぎ苑西側) TEL.0887-54-0400・FAX.0887-52-8720	27万円 二人用40万円

太平洋霊園 / 天翔霊園 / 高知清風霊園 / 荒倉霊園 / 南国公園墓地 / 南国こごめ霊園 / 空港霊園 / 香美霊園 / 四万十・双海霊園

墓地運営管理。墓地成約実績6,000基超。

## 公益財団法人 太平洋福祉協会

太平洋福祉協会

検索

〒780-0062 高知市新本町1丁目43-3  
 TEL. 088-824-7500・FAX. 088-824-9701  
 ✉ taiheiyo.found@clock.ocn.ne.jp  
<http://www.taiheiyo.or.jp/>

★「樹木葬」のご購入・お問い合わせ等が、インターネットからでも可能になりました。

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

# 相続手続サポートと 相続税申告

相続手続や相続税申告については、わかりにくいことが多く手続も面倒です。  
例えば、

あらかじめ  
相続手続などについて  
知っておきたいが、  
どこに聞けばよいのか。

後の相続争いを防ぐため、  
自分の意思で生前に  
財産の処分を決めておきたいが、  
どのようにすればよいのか。

銀行預金・郵便貯金の解約や  
不動産の名義変更などの  
相続手続は  
どのようにすればよいのか。

相続税の申告が  
必要なかどうか。  
相続税申告は  
どのようにすればよいのか。



相続税はどのくらい  
掛かるのか。掛かりそうなのか。  
掛かる場合できるだけ  
節税したいが方法がわからない。

などです。

❀ 私たちにおまかせください。 ❀

家族のために行う  
生前の相続対策・  
相続税節税対策

相続財産の調査・  
預金などの解約  
手続サポート

不動産の  
名義変更  
手続サポート

遺産分割  
手続サポート

相続申告が必要か  
どうかの確認・  
相続税申告手続

❀ まかせて安心！誠実対応

## 税理士法人 高知さくら会計

(西森博行政書士事務所 併設)

四国税理士会所属 登録番号93346 代表社員／西森 博  
高知市本町3-6-37 かわさき予備校ビル4F  
TEL 088-802-4767 FAX 088-802-4768

✉ niyodot@isis.ocn.ne.jp

高知さくら会計

検索

相続担当  
直通

TEL 088-802-3107

本誌を見た  
お伝えくださった方は  
初回相談無料



「遺品整理サービス」のご案内

# 遺品の整理

## はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の  
仕組みを  
知りたい

業者の  
対応スピードを  
知りたい

業者の  
選び方を  
知りたい

### 安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで  
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

#### POINT 1 選べる見積もり方法



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

**まずはLINEでお友達登録！**  
LINE登録後、3つのお見積もり方法で  
すぐにご依頼いただけます。



#### POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル  
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート  
いたします。

#### POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の  
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521  
主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

# 相続不動産に関するお悩みは プロにご相談下さい！

ご相談や査定等は無料で承っております。

☎088-860-2910

空家対策

遺言

相続

税金

対策

売却

土地の有効活用

ありがとう

創業50年

IIIX

株式会社

フク ジュウ

福重設計グループ

アマンショップ高知東店 イシホーム高知東

ホーム  
ページ

フク ジュウ

<http://2910.co.jp>



← QRコードを  
クリック！

〒781-5106 高知県高知市介良乙993 TEL088-860-2910 FAX088-860-0040

(社)高知県宅地建物取引業協会会員<仲介> 高知県知事免許(9)第1734号 1級建築士事務所知事登録第71号

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

発行 南国市おくやみ窓口  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2023年8月作成

